

# 令和4年度豊田市立保見中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであり積極的な認知が必要

いじめは人間として絶対に許されない行為でありながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。そしていじめを受けた子どもの心や体も健やかな成長に重大な影響を与えるだけでなく、その命もおびやかすおそれがある。

いじめ防止対策推進法第2条第1項では、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを行う。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの認知は、「継続的」「集団性」「一方的」「陰湿」「不均衡な力関係」等の言葉によって、法のいじめの定義を限定解釈することなく行わなければならない。あくまでも、いじめられた子どもの立場に立って考えなければならず、一見けんかやふざけ合いであってもいじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要である。

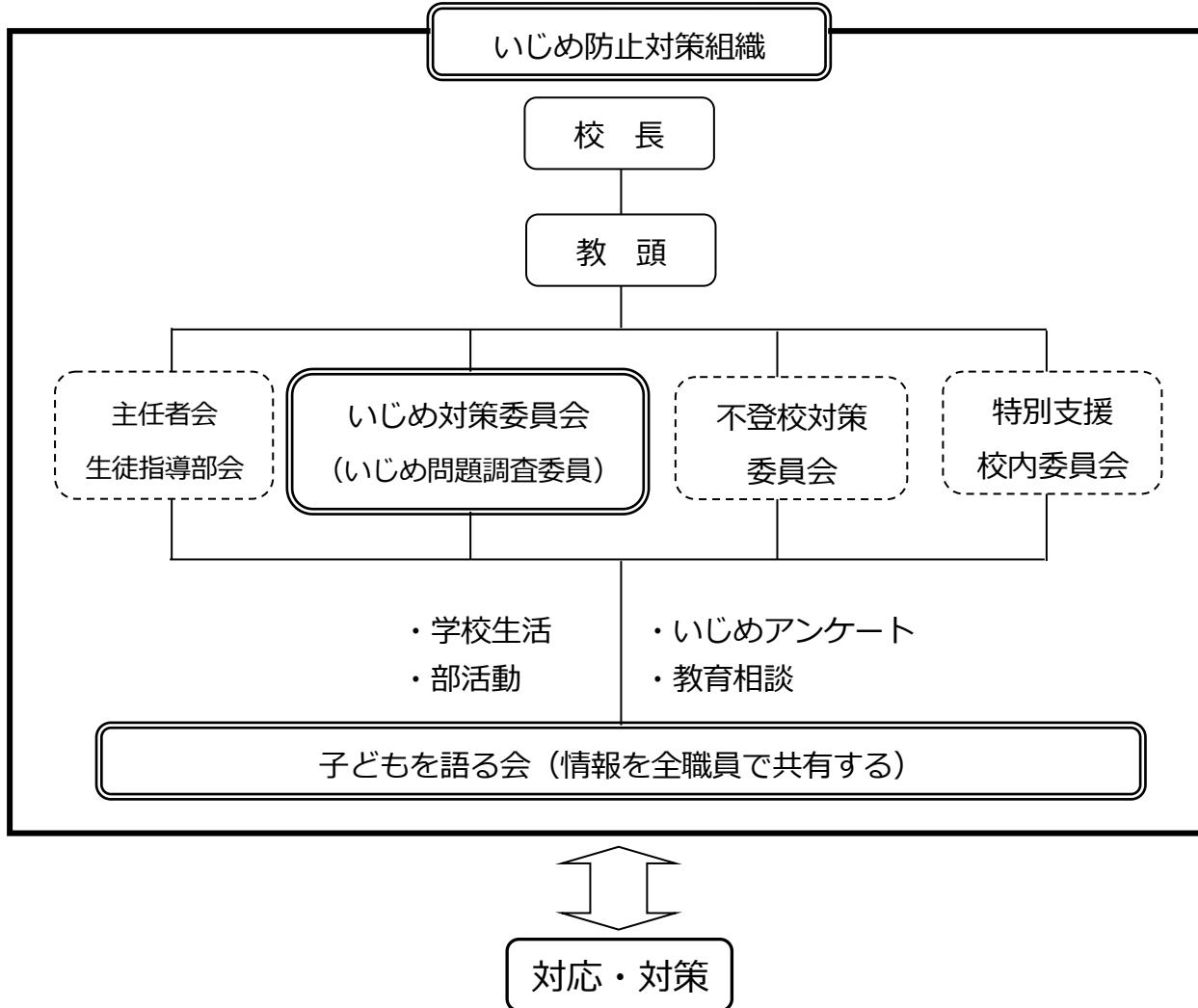
また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会によって組織的に行い、必要に応じてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の第三者の意見も参考にしていく。

上記の基本的な考えをもとに、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感、所属感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童（生徒）からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



### (1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
  - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。

## 工 いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

### (2) いじめ対策委員会の構成員

#### <教職員>

○校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任 ○校務主任  
○教育相談主任 ○生徒指導主事（主任） ○学年主任 ○養護教諭 等

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー  
○主任児童委員 ○学校アドバイザー ○P T A代表者 等

### (3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童（生徒）の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

### (4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、年4回（6月・9月・12月・2月）「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 每月職員会議（もしくは運営委員会）後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童（生徒）の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ いじめ対策委員会以外にも、いじめの事実や情報がある場合、必要に応じていじめ対策委員会」隨時開催する。そのときは、委員全メンバーが揃うことがなくても可能なメンバーで話し合い、報告・連絡・相談を密にし、共通理解を図るとともに対応策を考える。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

生徒が学校へ意欲的に登校できるようにするために、『学校が楽しい』、『学校へ行きたい』と思えることが必要である。また、生徒同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していくことのできる集団づくりを進めることが重要である。そこで、以下の3点を目指し、いじめの未然防止の取組として実践していく。

- ① 自分を肯定的に捉え、仲間とお互いのよさを認め合うことができる。
- ② 集団の中で自分が必要な存在だと感じることができる。
- ③ 自分が集団の一員であると感じることができる。

この3点を実感することで、生徒にとって「自分のことが好き」という自己肯定感や「自分はできる、みんなの役に立っている」という自己有用感、「自分はこの集団に所属している」という所属感を味わうことができ、自分の言動に自信をもち、他者とのかかわりを充実させながら自分を磨いていき、意欲的な学校生活につながっていく。そのための具体的な取組として、本校では『保中賞』を実践している。

#### ア 積極的な子どもとのふれあい

登校時や放課や給食後などを生徒と積極的に触れ合う時間を確保する。他愛もない会話から共感的人間関係をつくるきっかけにし、気軽に相談できる関係づくりに生かす。また、その会話や表情から普段との様子の違いに気づき声かけをすることでいじめの早期発見につなげ、早期対応にあたる。

#### イ 保中賞

教師、生徒、保護者、地域の方々らが、日々の生徒の善行に対して「保中賞」を贈り、その内容を昼の放送で紹介する。内容によっては「校長特別賞」としてさらに賞賛する。ねらいは以下の3つである。

- ・自分の行動が褒められることで「自分のことが好き」と思える「自己肯定感」をもたせ、活動意欲を生み出し、自己実現へつなぐ。
- ・「役に立ててよかった」「周りから必要とされている」と感じることで、自己の存在を価値あるものと受け止める「自己有用感」を高め、意欲的な学校生活につなげる。
- ・自分の善行を認めてくれる仲間に感謝したり、仲間の善行を発見し認める機会を重ねたりすることで、お互いを認め合う集団の一員としての所属感を高め、学校生活の充実につなげる。

### (2) いじめの早期発見の取組

#### ア ほほえみアンケート（いじめアンケート）・教育相談

年4回（6月、9月、11月、2月）実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

#### イ 生活ノート

学校や学校外での日々の出来事やそのときの気持ちを生徒が記入し、教師がコメントを記入する。内容、筆跡、筆圧などから生徒の心情を把握し、気になる生徒には教師から声をかけ早期発見及び早期対応につなげる。

#### ウ ほほえみ広場

悩みを抱えた生徒がためらわずに相談できるように、学習用タブレットを活用した「ほほえみ広場」の管理を行い、問題の早期発見・早期対応につなげる。

#### エ 専門家や関係各機関との連携

スクールカウンセラーや心の相談員、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パリレクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直すとともに、「教育協議会」や「コミュニティスクール連絡会議」等でもアドバイスをいただくなどし、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（O J T 研修）を年3回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載し、保護者へ通知する。また、学級の時間等を使い、生徒への啓発活動をする。
- (3) ネットモラルについての学習会を開催し、外部講師を招いて、いじめ（特にL I N Eなどのインターネットを介したもの）に関する講話ををしていただき、いじめ撲滅への生徒の意識を高める機会とする。

<参考資料 取組の年間計画>

	<b>いじめ防止対策組織</b>	<b>未然防止の取組</b>	<b>早期発見の取組</b>	<b>保護者・地域との連携</b>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談室やS Cの児童生徒、保護者への周知</li> <li>○学級開き、学年開き</li> <li>○保健指導（心と体の成長）</li> <li>○交通安全教室</li> <li>○新入生歓迎会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知</li> </ul>	
5月	○子どもを語る会		<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談週間</li> <li>○身体測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業参観</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回いじめ対策委員会</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○思春期教室</li> <li>○薬物乱用防止教室</li> <li>○クレペリン相談（説明）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほえみアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公開授業・公開部活動</li> <li>○社会を明るくする運動</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教職員による「取組評価アンケート」の実施・検証</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○音楽的行事</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会（3年）</li> <li>○保護者への学校評価アンケート</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中間評価→検証</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>			
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回いじめ対策委員会</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほえみアンケート</li> <li>○教育相談週間</li> <li>□市独自の前期いじめ調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会（1～3年）</li> </ul>
10月	○子どもを語る会	○体育祭	○教育相談週間	○学校評議員への学校行事
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教職員による「取組評価アンケート」の実施・検証</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>	○生徒指導訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほえみアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○進路相談（3年）</li> <li>○保護者への学校評価アンケート</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回いじめ対策委員会</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>	○人権週間		<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業参観</li> <li>○豊かな人生に学ぶ会</li> </ul>
1月	○子どもを語る会	○保健指導（命の大切さ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会（3年）</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回いじめ対策委員会</li> <li>○自己評価</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>	○卒業生を送る会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほえみアンケート</li> <li>○教育相談週間</li> </ul>	
3月	○学校関係者評価の結果を検証し「基本方針」の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会（1・2年）</li> <li>○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。</li> </ul>
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内のいじめに関する情報の収集</li> <li>○対応策の検討</li> <li>○伝達講習を定期的に開催（OJT）</li> <li>○子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保中賞</li> <li>○集会における校長講話</li> <li>○道徳教育、体験活動の充実</li> <li>○分かる授業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康観察の実施</li> <li>○S Cによる相談</li> <li>○生活ノート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつ運動（毎週月木曜日）</li> <li>（毎月3日の保見の日）</li> </ul>

\*いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。